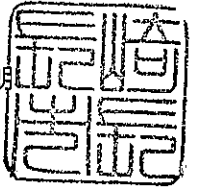


公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 16 日

長崎市長 鈴木 史朗



## 1 業務の概要

### (1) 業務名

起債管理システム構築業務

### (2) 業務内容

起債管理システム構築業務に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

### (4) 履行場所

長崎市財務部財政課、情報政策推進部情報統計課

### (5) 予算額

800 万円（消費税相当額を含む。）

## 2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等入札参加資格者名簿の「コンピュータシステム設計・開発」かつ「コンピュータ・ソフトウェア維持管理」の業種で登録がある者であること。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (7) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (8) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

(9) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に関する JISQ27001 (ISO/IEC27001) の認証資格やプライバシーマークを取得している者であること。

(10) 過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日)に、受託、完了した同種業務※の実績を1件以上有している者であること。

(11) 次の業務従事者をいずれも配置できる者であること。

ア 業務責任者：過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日)に同種業務※に他の担当者を指揮監督する業務責任者の経験が1件以上ある者。

イ 担当者：過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日)に同種業務※の経験が1件以上ある者。

※同種業務とは、国・地方公共団体が発注する起債管理システム構築をした業務(以下「同種業務」という。)の実績が1件以上ある者であること。

### 3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に3(2)の担当課まで連絡するものとする。

#### (1) 説明書の交付期間

公告日から令和6年9月10日(火)まで(長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。

#### (2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所10階

長崎市財務部財政課(電話：095-829-1126)

### 4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

#### (1) 参加表明書の提出期限

令和6年8月6日(火)午後5時必着(提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。)

#### (2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

ウ 業務等実績調書(様式ウ)及び過去の実績を証する資料(契約書及び仕様書等の写し)

エ 配置予定者調書(様式エ)

オ 「2 提案資格」の(9)を証明する書類の写し

## 5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和6年8月9日（金）

## 6 説明書等に対する質問に関する事項

### (1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

### (2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和6年8月9日（金）午後5時必着

### (3) 質問書送信先

長崎市財務部財政課

E-mail: zaisei@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-829-1248

### (4) 質問に対する回答

令和6年8月19日（月）午後5時までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

## 7 提案書の提出期限、場所及び方法

### (1) 提案書の提出期限

令和6年9月11日（水）午後5時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

### (2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3（2）の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。

## 8 ヒアリングの実施

### (1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が6者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、5者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

(2) ヒアリング予定日：令和6年9月25日（水）及び令和6年9月26日（木）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

## 9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

### 評価基準

提案書等の評価による「技術点」と「価格点」の合計点が最も高い者を受託者として決定する。なお、「技術点」を250点、「価格点」を50点とし、300点満点とする。合計点数の最も高い者が複数あるとき（同点のとき）は、価格点が高い提案者を受託者として決定する。価格点と同点の場合は、別途日程を定め、くじ引きにより受託者を決定する。

なお、構築費が、構築予算額を超える場合、技術点が175点（7割）未満または中項目にひとつでも0点があった場合のいずれかに該当する際は、不合格とし特定しない。

### ア 技術点

(ア) 技術点は、「様式4\_機能要件対応確認書」により提示された機能要件対応状況並びに提出された提案書及びヒアリング等により評価する。

(イ) 技術点の中項目における配点は、特定審査委員会において決定する。

大項目		中項目	配点
機能要件対応		起債管理システムの機能要件（55項目）への対応 （基本機能、カスタマイズ、他の提案の有無）	55
組織 評価	履行実績	過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日）に完了した同種業務の実績について評価する。	10
担当者 評価	業務 責任者	同種業務の実績 過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日）に担当者を指揮監督する主任担当者として担当した同種業務の実績について評価する。	10
	担当者		過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日）に担当した同種業務の実績について評価する。 10

大項目	中項目	配点
構築方針、 パッケージの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>起債管理システムの目的を踏まえた、構築に関する基本的な考え方や構築の進め方</li> <li>パッケージの特徴</li> </ul> 起債管理システムへの登録や帳票出力、償還額の確認、公債費シミュレーション（利率見直しや借換分を反映）、決算統計資料の作成等の視点からの特徴	30
業務効率化の提案	職員の負担軽減、業務効率化につながる提案	30
体制・スケジュール	体制及び役割分担	5
	スケジュール	10
システム環境	クラウド環境のセキュリティ対策及びファシリティ、データ管理、システム環境の性能	15
移行	データ・システム移行	15
研修	マニュアルの策定・教育研修	15
保守・運用支援	保守・運用支援の体制とサービスレベル	15
ヒアリング（プレゼンテーション等を含む）	プレゼンテーション、ヒアリングに対する回答	15
	デモンストレーション	15
	総配点	250

#### イ 価格点

価格点は、事務局において、提案者から提出された「様式1 経費総括表」に記載された提案価格を基に、令和6年度の構築費及び令和7年度から令和11年度までの運用経費の合計で評価する。

なお、価格点については、次の計算式により算出し、小数点以下を切り捨てるものとする。

$$\text{価格点} = 50\text{点} \times \text{最低提案価格} \div \text{提案価格}$$

※1 最低提案価格とは、各提案者が提出した経費総括表（構築費+運用経費見込）のうち、最も低い提案価格。

※2 提案価格とは、各提案者が提出した経費総括表（構築費+運用経費見込）の提案価格

委員名は次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	財務部	部長	藤田 庄三
委員	財務部財政課	課長	若村 隆
	財務部財政課	主任	杉原 拓哉
	財務部財政課	主事	藤瀬 翔
	財務部収納課	係長	原 陽平
	福祉部障害福祉課	係長	野内 祥平
	情報政策推進部情報統計課	専門官	平川 一之

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和6年9月30日(月)(予定)に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容(仕様書等)については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

## 10 契約書作成の要否 要

## 11 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

(3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

(5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例(平成13年長崎市条例第28号)に基づき、開示することがある。

(6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

(7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

(9) 受託者は、本業務を実施する場合には、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 10階

長崎市財務部財政課

電話 095-829-1126

FAX 095-829-1248

電子メールアドレス zaisei@city.nagasaki.lg.jp